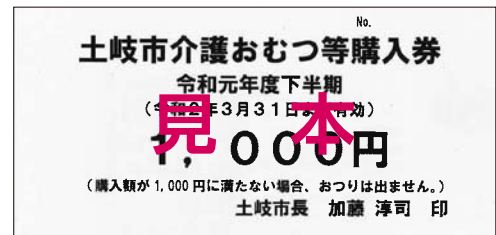


介護用おむつなどの購入券を配布します

寝たきりや認知症などにより自宅で介護を受けている方に、おむつなどの購入券（右写真）を配布します。現在、この券を使っている方で引き続き配布を希望する場合も再度申し込みが必要です。



対象者（下記の全てに該当する方）

- ▶ 市内在住の方
- ▶ 要介護4以上の認定を受けていて、常時おむつを使用している方
- ▶ 自宅で介護を受けている方
（介護施設、有料老人ホームなどに入所している方や病院に入院している方は対象外）
- ▶ 世帯全員が住民税非課税の方
- ▶ 介護保険料に未納がない方

購入券金額

1カ月当たり5,000円（1,000円分の購入券5枚）

使用対象品目

紙おむつ、尿取パットなどの排せつ用品、使い捨て手袋、おしり拭きなどの清拭用品

使用方法

4月1日(水)から市が指定する協力店（薬局・薬店など）で対象品目を購入するときに使用できます。購入代金が1,000円に満たない場合、つり銭は出ません。

申請方法 高齢介護課で配布する申請書（市ホームページからダウンロードも可）を提出ください。

※申請書にはおむつを使用している証明（担当ケアマネージャーの署名）が必要です。

申込開始日 3月6日(金)

問 高齢介護課（内線232）

乳幼児等福祉医療費受給者証の更新をお忘れなく

中学校3年生までのお子さんに受給者証を交付し、医療費を助成しています。ただし、6歳に達した年の年度末（小学校に修学する前）には、更新の手続きが必要です。

更新が必要な方には2月中旬に案内を送付しますので、持ち物などを確認の上、手続きをしてください。

■対象

平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ（令和2年4月から小学生となるお子さん）で、乳幼児等福祉医療費受給者証をお持ちの方

■更新受付

受 付	期 日	時 間	場 所
通常	2月25日(火)～ 3月31日(火) 土・日曜日、祝日 を除く	午前8時30分～ 午後5時15分 ※3月13日(金)の み午後5時まで	子育て支援課
時間外	3月13日(金)	午後5時30分～ 7時	文化プラザ・ 展示室
	3月29日(日)	午前8時30分～ 午後5時まで	子育て支援課

問 子育て支援課（内線182）

登録型本人通知制度

住民票の写しなどの不正請求や不正取得の防止を目的に、登録している方の住民票の写しや戸籍謄本などが代理人や第三者に交付されたとき、本人に交付日や証明書の種類などを郵送でお知らせします。

※登録更新の手続きは不要

登録できる方

- ▷ 土岐市の住民基本台帳に記載されている方
- ▷ 土岐市の戸籍に記載されている方
- ※ 死亡および失踪宣告を受けた方は登録不可

必要書類

- ▷ 登録申込書
- ▷ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート、健康保険証 など）
- ※ 代理人または法定代理人が申し込みするときは問い合わせください。

問 市民課住民係（内線113）